

資料 1

みんなで創る自治基本条例市民会議 市民フォーラム実施計画（案）

1 実施目的

- ・ 市民会議で検討してきた素案（案）について、広く市民から意見を聴取し、それらを反映させた最終素案をその後に開催する市民会議で策定する。
- ・ 自治基本条例の制定に向けた活動を市民にアピールすることによって、自治基本条例の制定について広く市民に関心を持ってもらう。

2 日程

6 月 8 日（木）	第 22 回市民会議	・ 素案へ向けての整理
6 月 20 日（火）	第 23 回市民会議	・ 素案（案）策定
		・ 市民フォーラムについて協議
7 月 15 日号	「広報じょうえつ」にてフォーラム開催を市民に周知	
7 月中旬	議会「自治基本問題調査特別委員会」	
～8 月上旬	・ 市民フォーラムでの素案（案）を報告、説明	
	・ 都市内分権及び住民自治に関する研究会 中間報告	
（8 月上旬）	第 24 回市民会議	・ 市民フォーラム 練習
市民フォーラム		
8 月下旬	午後 6：30～9：00	市民プラザ ABC ホール
8 月下旬	午後 1：30～4：00	頸城区希望館多目的ホール
8 月下旬	第 25 回市民会議	・ 素案策定

3 開催の周知方法

- ・ 7 月 15 日号「広報じょうえつ」
- ・ 市ホームページ掲載

（裏面へ続く）

4 実施方法

(1) 主たる実施方法

17 ある大項目を6つに分け、6つの班がそれぞれ1ブースを担当し、ポスターセッションを行う。

3 班（リーダー：小田委員）	2 班（リーダー：田村委員）	5 班（リーダー：種岡委員）
市民参加・参画	住民投票制度	情 報
協 働	自治基本条例の最高規範性、	財 政
人 材	改正手続	評 価

4 班（リーダー：横倉委員）	6 班（リーダー：横山委員）	1 班（リーダー：増田委員）
市民の権利、役割	コミュニティ	平 等
市の責務	安全・安心	男女共同参画
市議会の責務		交 流

※ 「都市内分権」については、事務局が担当する。

(2) 次第

- ① 開会
- ② 全体会 （20 分）
 - ・自治基本条例の制定目的（事務局）
 - ・検討体制（事務局）
 - ・これまでの検討の流れ（事務局）
 - ・素案（案）の概要（事務局 もしくは リーダー）
- ③ ポスターセッション （100 分）
 - ・6つのブースに分かれて、ブースごとに担当班が随時説明
 - ・意見をポストイットで随時聴取
- ④ 全体会 （30 分）
 - ・各ブースでいただいた主な意見を、担当班が発表
- ⑤ 閉会